

同意書の各号をお読みいただくにあたっては、下記をご参照ください。

1. アクセスポイントのオーナー様は、FREESPOTと同様に、ユーザに無線LAN環境を無償で提供いただきます。有償で提供する場合は、電気通信事業となり、電気通信事業者としての登録・届出が必要になる場合がありますのでご注意ください。
2. ブロードバンド回線提供事業者（ISP）では回線使用を制限しているISPもありますが、既存のFREESPOTで問題がない場合は、Wi-Fiスクエアでも問題ございません。
3. 電気通信事業法で定められている一定の技術基準は、配布する無線LANルータ（AP）で確保しております。ロケーションオーナー様は、APの電源がONになっていることをご確認ください。
  - ①ユーザ対応の実務は、HPでご案内しているとおり、Wi2カスタマーセンターが代行で対応いたしますので、ご安心ください。
  - ②Wi-Fiアクセスポイントを一時休止される場合には、運営事務局にご連絡ください。店舗等をご案内するエリアリスト、及びMAPでのご案内に反映させていただきます。
4. ユーザに有料でWi-Fiアクセスを提供したり、有料広告をログインポータルに掲載するなど、電気通信事業と看做される場合がありますので、その場合はWi2にご相談ください。